

事業系ごみや引越しごみなどの処理に関する手数料が
平成 15 年 1 月 1 日から変わります。

年々増加するごみの減量・資源化を進めるため、事業系ごみの排出区分の変更にあわせて手数料を平成 15 年 1 月 1 日から以下のとおり改定します。皆様にはご理解とご協力をいただき、これを機により一層の減量・資源化への取り組みをお願いいたします。
なお、排出区分の変更の内容については、裏面をご覧ください。

1 事業系ごみや引越しごみなどの収集・運搬を市の許可業者に依頼する場合の処理手数料
手数料の単位は、いずれも円 / 10 キログラムまでごと。

現 行		改 定 後		
ごみの区分	処理手数料	ごみの区分	平成 15 年 1 月 1 日 から平成 17 年 3 月 31 日までの処理手 数料	平成 17 年 4 月 1 日か らの処理手数料
可燃ごみ	170 (12)	可燃ごみ	200 (40)	240 (80)
不燃ごみ	170 (24)	不燃ごみ	210 (50)	260 (100)
		粗大ごみ	230 (70)	300 (140)
		資源ごみ	180 (20)	200 (40)

() 内は、許可業者が市に支払う搬入手数料の額。

ごみ量の算定基準は重量によりますが、比重が著しく小さい等 10 キログラムまでごとによる算定の基準によりがたいときは、資源ごみ以外については、1 立方メートルを 300 キログラムとして換算します。

また、特殊作業等を必要とする場合には、場合により 3 割相当額または 5 割相当額の加算が、市の条例、規則により認められています。

例) 平成 15 年 1 月 1 日から可燃ごみの収集運搬を許可業者に依頼する場合の処理手数料の目安
10 キログラムまでにかかる手数料は、200 円。

10 キログラムを超える 20 キログラムまでにかかる処理手数料は、400 円。以後 10 キログラムまでごとに 200 円が加算されます。

これらは、1 回の収集にかかる重量・料金です。

2 市の処理施設に事業系ごみや引越しごみなどを持ち込む場合に市にお支払いいただく
搬入手数料
手数料の単位は、いずれも円 / 10 キログラムまでごと。

現 行		平成 15 年 1 月 1 日から	
ごみの区分	搬入手数料	ごみの区分	搬入手数料
可燃ごみ	70	可燃ごみ	80
不燃ごみ	70	不燃ごみ	100
		粗大ごみ	140
		資源ごみ	40

「事業系ごみの排出区分」も変わります。

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の排出区分(ごみの出し方の区分)が、平成15年1月1日から、下の表のとおり4区分にごみを分けて排出いただくことになります。なお、市の許可業者とご契約されている場合の収集方法等については、ご契約の業者にお問い合わせ下さい。

【新たに4排出区分の内容】

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
主な具体例	<p>可燃物で体積の小さなものです。プラスチックを除きます。</p>  <p>紙類(紙くず、チラシ類など) OA紙などはリサイクルしましょう。</p>  <p>生ごみ(残飯など)</p>  <p>剪定木など(一辺が50センチメートル以下などの場合)</p>  <p>布衣類 できるだけリサイクルしましょう。</p> <p>大量又は継続的に発生する場合は、受け入れできないものがあります(産業廃棄物として処分していく必要があります)。</p>	<p>不燃物のうちおおむね15センチメートル以下のもの</p>  <p>湯飲みなどの陶磁器くず</p>  <p>ガラス類</p>  <p>文具などのプラスチック製品</p> <p>破碎に適さないもの</p>  <p>ブライド・金網・針金・チーンなど(ロープ状のもの)</p>	<p>可燃物のうち一辺がおおむね50センチメートルを超えるもの</p>  <p>木製の机・本棚・パレットなど</p> <p>不燃物のうちおおむね15センチメートルを超えるもの</p>  <p>家電製品類(家電リサイクル法対象品を除く)</p> <p>不燃物及び可燃物からできているもの</p>  <p>アコードィオンカーテン・布張りパイプいす・ホワイトボードなど</p>	<p>空き缶、空き瓶、ペットボトルで以下のものの一斗缶は除きます。</p>  <p>容器の中に異物を入れないで下さい。 サッと水洗いをして下さい。 瓶・ペットボトルのキャップは不燃ごみへ。</p>  <p>缶(飲料又は食品が入っていたもの)</p>  <p>ガラス製瓶(飲料又は食品が入っていたもの)</p> <p>PETマークのついたペットボトル(飲料又はしょうゆが入っていたポリエチレンテレフタレート製容器)</p>

「混ぜればごみ、分ければ資源」です。ごみの排出量を抑え、紙類など資源化できるものはリサイクル・再資源化を図りましょう。

お問い合わせ先 神戸市環境局事業系ごみ対策課
電話(078)322-6432(直通)

参考資料2：計画見直しにあたり留意すべき上位計画等と数値目標設定

1. 基本計画に盛り込むべき事項と数値目標設定に関する上位計画等

廃棄物処理法第6条第2項に基づき、一般廃棄物処理計画では、当該市町村内的一般廃棄物の処理に關し、以下の事項を定めることが規定されている。

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ・その他一般廃棄物の処理に關し必要な事項

廃棄物処理法第6条第3項に基づき、地方自治法第2条第4項の基本構想（京都市では平成13年8月に「京都市基本構想」を、また、これに基づき「京都市基本計画」を策定）に即して一般廃棄物処理計画を定める必要がある。

現行基本計画が、廃棄物処理法等で示される数値目標を満たさない場合があり、これらと整合を図る必要がある。計画見直しにあたり、以下の計画等と整合を図るべき。

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月予定）
- ・廃棄物処理法に基づく基本的な方針（環境省告示第34号、平成13年5月）
- ・京都府循環型社会形成計画（平成15年3月予定）

また、個別リサイクル法で示される数値目標を満たさない場合があり、これらと整合を図る必要がある。計画見直しにあたり、以下の法律と整合を図るべき。

- ・食品リサイクル法に基づく基本的な方針（平成13年5月）
- ・建設リサイクル法に基づく基本的な方針（平成13年1月）

2. 数値目標について整合を図るべき上位計画等

循環型社会形成推進基本計画（案、平成15年1月環境省）

基本計画に盛り込む数値目標

- ・物質フロー（マテリアル・フロー）指標に関する目標

「入口」：資源生産性（=GDP / 天然資源等投入量）

平成22年度において約39万円/トン（平成2年度約21万円/トンから概ね倍増、平成12年度約28万円/トンから概ね4割向上）

「循環」：循環利用率（=循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)）

平成22年度において約14%（平成2年度約8%から概ね8割向上、平成12年度約10%から概ね4割向上）

「出口」：最終処分量（=廃棄物最終処分量）

平成22年度において約28百万トン（平成2年度約110百万トンから概ね75%減、平成12年度約56

百万㌧から概ね半減)

・取組指標に関する目標

循環型社会形成に関する意識・行動の変化

アンケート調査結果として、約 90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50%の人たちがこれらについて具体的に行動

廃棄物等の減量化

一般廃棄物について、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く)を平成12年比で約20%減、1日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く)を平成12年比で約20%減

循環型社会ビジネスの成育度

アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施

アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施

循環型社会ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍

・その他

個別品目・業種については個別のリサイクル法・計画等に基づき設定されている目標を達成。

廃棄物処理法に基づく基本的な方針(環境省告示第34号、平成13年5月)

一般廃棄物については、現状(平成9年度)に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

食品リサイクル法に基づく基本的な方針(平成13年5月)

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目標とする。ただし、平成13年度の時点において既にこの目標を上回る食品循環資源の再生利用等の実施率を達成している食品関連事業者にあっては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。

- ・ 食品関連事業者：食品の製造、流通、販売、外食などの業者
- ・ 食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
- ・ 再生利用等：発生抑制、再生利用(飼料・肥料等として利用等)、減量(乾燥・脱水等)

建設リサイクル法に基づく基本的な方針(平成13年1月)

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量ができるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後十年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量%)は、次表に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

その他国等における数値目標の設定例

その他、産業構造審議会の品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインや経済団体連合会の自主行動計画によって、品目別・業種別の数値目標が設定されている。(参考資料 43・44 ページ参照)

3. ごみ量に係る数値目標(新ごみ処理基本計画の目標年次:平成27年度)

発生量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	現行計画 (京都市)
平成17年度 (2005年度)		
平成22年度 (2010年度)	756,551トン ¹ (対平成9年度5%減)	859,000トン ² (対平成9年度7.9%増 ³)

1:市の一般廃棄物発生量実績値に、廃棄物処理法における数値目標(数値は()内)を適用した場合の目標量

2:潜在発生見込量880,000トンより、発生抑制見込量21,000トンを除いた数値

3:現行計画における発生見込量の変化率(現行計画では、発生量の数値目標の設定はされておらず、京都市の処理するごみ量(=発生量 - 再資源化量)について“対平成9年度15%減”を設定)

再生利用量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	現行計画 (京都市)
平成17年度 (2005年度)		
平成22年度 (2010年度)	181,572トン ¹ (再生利用率24%)	198,000トン ² (再生利用率23% ²)

1:廃棄物処理法における数値目標を適用した場合の発生量目標(上記)に、再生利用率目標(数値は()内)を適用した場合の目標量

2:現行計画における再生利用見込率(現行計画では、再生利用率の数値目標の設定されていない)

処理処分量(発生量 - 再生利用量:京都市では焼却量+直接埋立量に相当)

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	現行計画 (京都市)
平成17年度 (2005年度)		
平成22年度 (2010年度)	574,978トン ¹ (対平成9年度26%減 ²)	661,000トン (対平成9年度15%減)

1:廃棄物処理法における数値目標を適用した場合の発生量目標(前記)から、再生利用率目標を適用した場合の目標量(前記)を差し引いた量

2:廃棄物処理法においては、処理処分量の数値目標の設定はされていない)

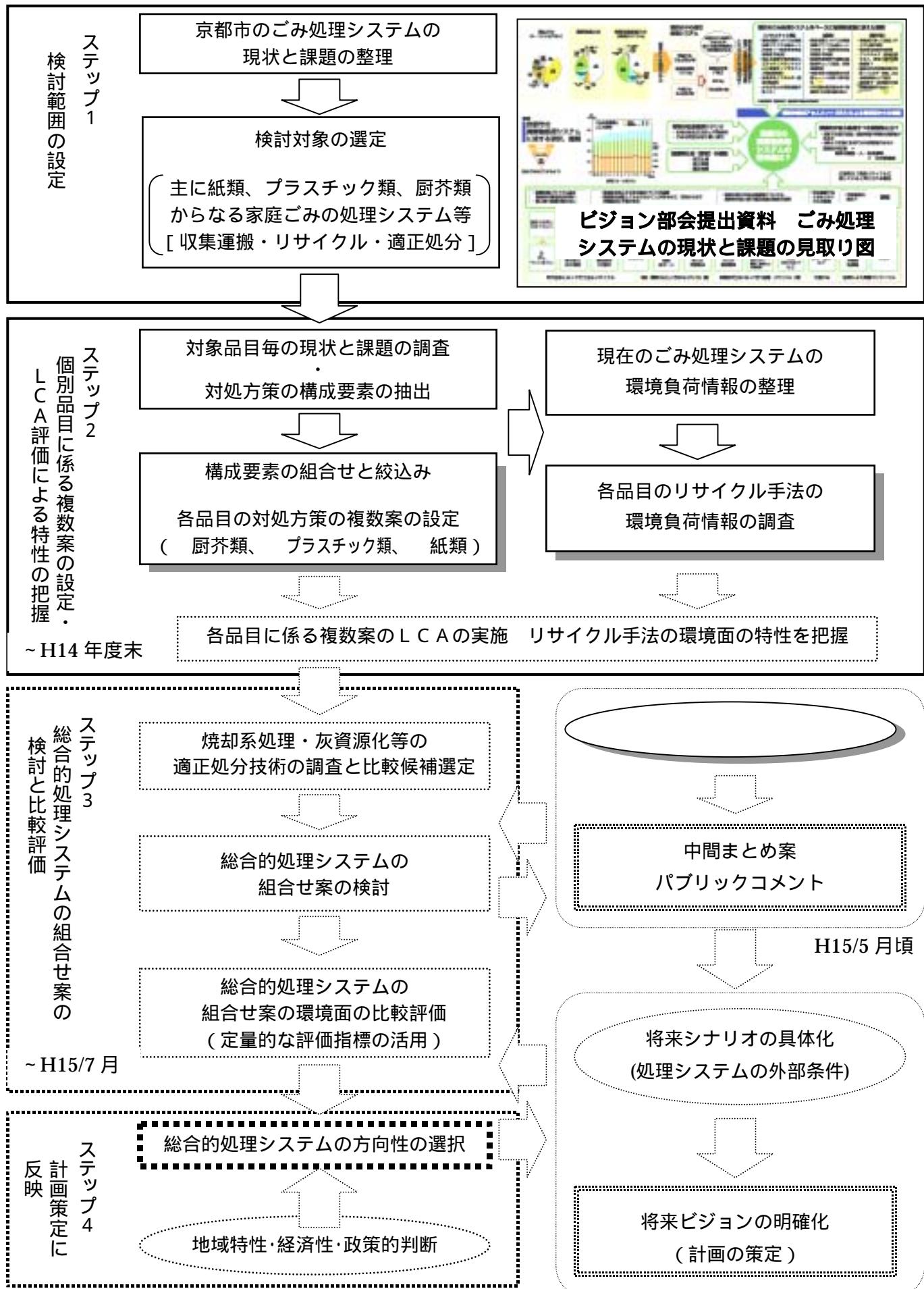
最終処分量

	廃棄物処理法に基づく 基本的な方針	現行計画 (京都市)
平成17年度 (2005年度)		
平成22年度 (2010年度)	85,811トン ¹ (対平成9年度50%減)	156,700トン (対平成9年度8.7%減 ²)

1:市の一般廃棄物最終処分量実績値に、廃棄物処理法における数値目標(数値は()内)を適用した場合の目標量

2:現行計画における最終処分量の変化率(現行計画では、最終処分量の数値目標の設定はされていない)

参考資料3 LCA手法を活用した京都市のごみ処理システムの検討の流れ



LCA (life cycle assessment: ライフサイクルアセスメント) 製品の生産から消費、廃棄段階の全ての段階において製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法

厨芥類に係る複数案の設定（素案）

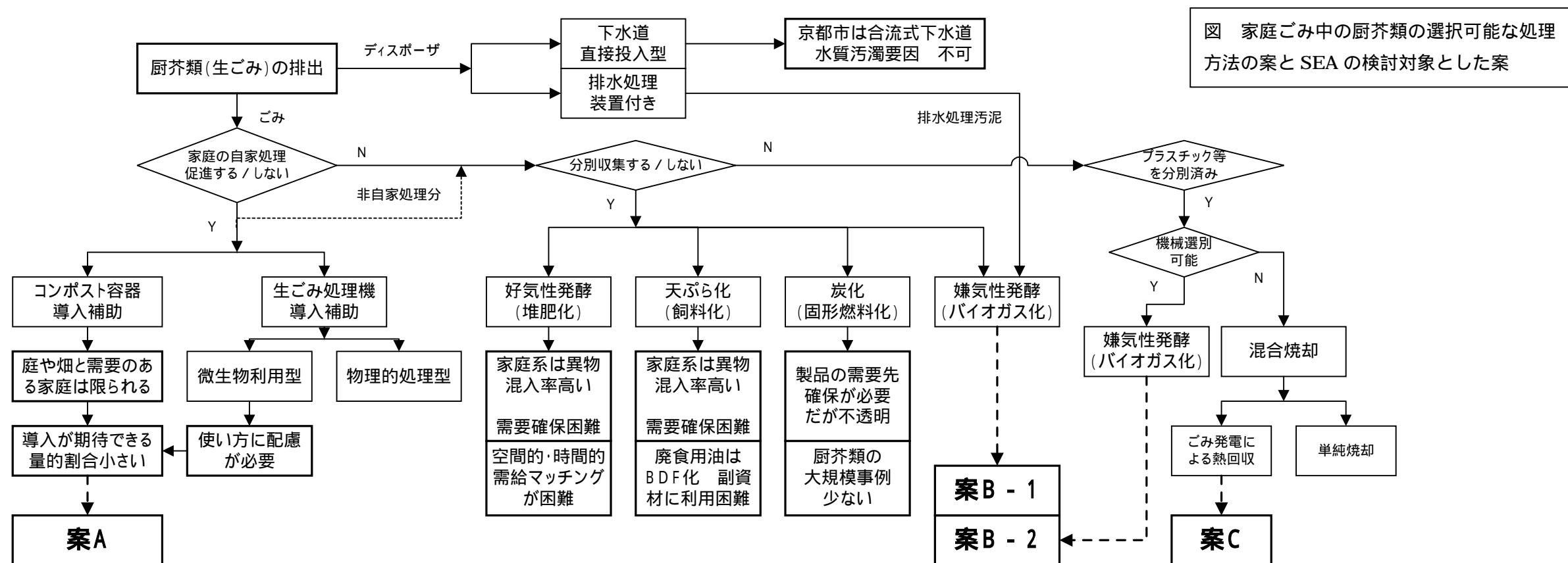


表 考えられる案とメリット・デメリット

考えられる案		特徴	
自家処理	処理器具	メリット	デメリット・課題
促進する	市が収集・処理するごみ量が減少する。		処理生成物がある場合、用途がなければ結局ごみになる。補助費用が必要（減量効果に見合うかどうか）。
促進する	コンポスト容器 エネルギーを使わずに堆肥化が可能。	エネルギーを使わずに堆肥化が可能。	畑や庭などの設置空間が必要なため市内では限られる。また、堆肥の用途が前提。悪臭懸念。
促進する	微生物利用型生ごみ処理機 物理的処理型生ごみ処理機	物理的処理型に比べエネルギー（電気）使用量が少ない。 微生物型に比べ取扱いが容易。	性能を引出すには使い方に配慮必要。消滅型でない場合、生成物の用途が必要。悪臭懸念。微生物剤代も必要？
促進しない	コンポスト容器や生ごみ処理機の補助費用が不要。		厨芥類のほとんどを市で収集・処理する必要がある。
分別収集	処理方法	メリット	デメリット・課題
する	クリーンセンターで焼却しないことにより、焼却量が減少し、発熱量の上昇に伴いエネルギー回収量は増大する。分別収集によりごみに対する市民意識の向上に寄与する。定期ごみの収集コストは低下できる可能性がある。		厨芥類は腐敗しやすい（特に夏場）。回収頻度が少ないと市民の負担が大きい。市の収集費用が増大する。どれくらいの協力率がえられるか不透明。
	好気性発酵 (堆肥化)	厨芥のもつ成分が活用できる。有機肥料として使用できれば、化学肥料の使用量を低減した土づくりが可能。他事例が多く参考にできる。	家庭系厨芥は異物混入の恐れが高く品質面で不安・大規模化すると高品質維持が困難になりやすい。生成物の空間的（特に京都市内の場合）・季節的なマッチングに困難（消滅型処理でない場合）。要悪臭対策。
	天ぷら化等 (飼料化)	家畜や養魚の餌として、厨芥のもつ食品としての価値をなるべく生かした形でのリサイクルが可能となる。	家庭系厨芥は異物混入の恐れが高く、家畜等のえさになるだけに品質面で特に不安・大規模化すると高品質維持が困難になりやすい。特に家庭系は他事例が少ない。
	炭化 (固体燃料化等)	分別精度が堆肥化・飼料化ほどには高くなくても受入が可能。	生成物の用途（市場）が確立されていないのではないか。参考となる大規模事例は少ないのではないか。
	嫌気性発酵 (バイオガス化) 1	分別精度が堆肥化・飼料化ほどには高くなくとも受入が可能。乾式であれば紙類等も受入可能。高水分物の処理に伴う発電が可能となる。処理残さは塩分などを含め性状がマイルドになり、食べ残し等であっても堆肥化しやすい。	処理残さを焼却せずに堆肥化した場合、需要の確保が必要。排水を液肥として活用できない場合、下水道に放流できなければ、高濃度有機排水の処理が必要となる。我が国においては大規模な事例は少ない（特に家庭系厨芥の場合）。
しない	機械選別 バイオガス化（1参照）	分別収集する市民の負担（衛生面含む）や市の費用負担が発生しない。	市民のごみに対する意識の向上につながらない。
	混合焼却	一部の紙類も含めて、市民の手間・市の分別収集費用をかけずに、バイオガス化し発電することが可能となり、焼却量も低減できる。	機械選別技術の調査検討・システム確立が必要。プラスチック類などが定期ごみから分別収集され、厨芥類以外の品目の定期ごみ中の割合が現在より低下していることが前提となる。
		収集費用をもっとも安価に維持できる。施設の悪臭防止対策が確立されている。	家庭ごみの焼却量を大幅に削減することが難しくなる。紙・プラスチックの焼却量が減少した場合には、発熱量が低下し、焼却施設におけるエネルギー回収量が少なくなる。

*マンション等におけるディスポーザ排水処理汚泥が今後増加する可能性も考えられる。特段の施策を実施しない場合は、管理組合等の負担により個別に民間業者が処理するものと考えられる。（厨芥ごみとはならない）

プラスチック類 に係る複数案の設定（素案）

本市におけるプラスチック類の処理のあり方について検討し、SEA の対象とする複数案を以下のように設定した。

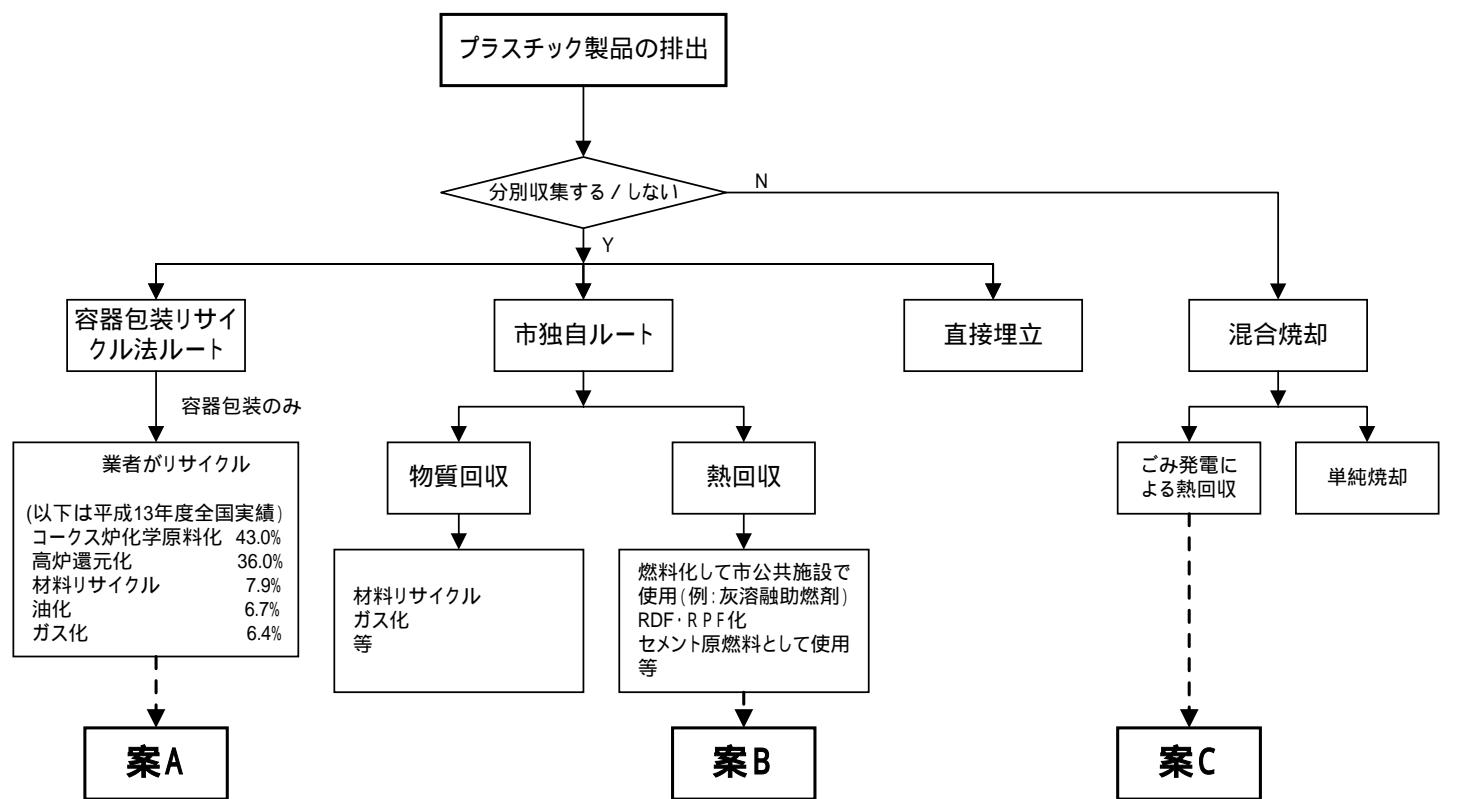


図 家庭ごみ中のプラスチック類の選択可能な処理方法の案と SEA の検討対象とした案

ペットボトルを除く

表 考えられるプラスチック（ペットボトルを除く）の処理システムの案とメリット・デメリット

考えられる案		特徴	
分別	処理システム	メリット	デメリット・課題
する		分別収集によりごみに対する市民意識の向上に寄与する。 クリーンセンターで焼却しないことにより発熱量が低下し、炉の損傷や有害物質の発生が抑えられる。	分別収集することで市民の手間・場所や市の費用の負担が発生する。 クリーンセンターで焼却しないことにより発熱量が低下し、発電量や発電効率が低下する可能性がある。
容器包装リサイクル法ルートにのせる		容器包装を使用・製造する特定事業者が再商品化費用を負担することで、容器包装の軽量化等の一定の効果が期待される。	分別基準適合物にするための施設整備及び運営費用が発生する。 分別基準適合物にするために有姿のまま収集する必要があるため、かさばることから市独自ルートより費用・燃費面で不利となる。 遠方まで輸送されることがある。
市独自ルートで物質回収する		プラスチックの物質としての価値（原料である石油及び石油を加工した価値）を尊重したリサイクルが可能となる。 容器包装以外も対象にできる。	特定事業者にリサイクル費用を負担させることができない一方、リサイクルする費用を市が負担することになる。 市内に処理施設がない場合は、市外で引き受ける施設が必要となる。 複数の樹脂の混在等により再生利用が困難。（ガス化による化学原料化であれば、容器包装リサイクル法ルートが存在する。）
市独自ルートでエネルギー回収する		プラスチックのエネルギーとしての価値（原料は石油）を尊重したりサイクルが可能となり、CO ₂ 排出量の削減に寄与する。 灰溶融施設の助燃材とした場合、燃料購入費の削減効果がある。 容器包装以外も対象にできる。	特定事業者にリサイクル費用を負担させることができない一方、燃料化等を行う場合にはリサイクル費用を市が負担することになる。 市内に処理施設がない場合は、市外で引き受ける施設が必要となる。
直接埋立する		焼却やリサイクルに伴う環境負荷が発生しない。	最終処分地の空間が大量に消費される。プラスチックに含まれる有害物質の浸出の恐れがある。
しない		分別収集する市民の手間・場所や市の費用の負担が発生しない。 プラスチックの焼却により焼却施設整備の規模が大きくなる。	安易に排出できることから、市民のごみに対する意識の向上につながらない。
クリーンセンターで高効率発電する		発電等によりエネルギーの一部を回収をすることが可能。売電収入及びCO ₂ 削減効果がある。	発生する熱（温水）を利用できない場合、分別してエネルギー回収した場合に比べ効率が劣りやすい。
単純焼却		発電設備の購入や維持管理費用が不要となる。	エネルギー回収が不可能なほか、売電収入が得られない。焼却によりCO ₂ が発生し、削減できない。

紙類に係る複数案の設定（素案）

本市における紙類の処理のあり方について検討し、SEA の対象とする複数案を以下のように設定した。
(回収率(資源化率)が相対的に高いとみられる新聞、段ボールは基本的に考慮せずに検討した。)

紙類の種類	現状の再資源化状況	将来の回収方法	処理(再資源化)方法	採否	備考	各案の設定内容				
						A	B1	B2	C	D
商品(雑誌等)	民間古紙回収、古本屋等 リユース・リサイクルされないものは、市の定期ごみで収集し焼却 ・将来も新聞・本等は現況と同様と想定 SEAの検討対象からは省略	市定期ごみ収集 市分別収集 民間ルート 民間：個別回収 民間：集団回収 [促進・支援] 市再資源化ルート (独自の再資源化方法の実現を主眼に、市分別収集又は古紙市場から調達)	焼却(熱回収含む) 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入 製紙原料 輸出 再資源化 RPF等の燃料化	-	含水率が低い乾式技術の場合 機械選別技術が必要 製紙原料化ルートに提供					
			RPF等の燃料化	×	クリーンセンターで焼却+熱回収に比べ必要な費用が多い。					
			汚泥処理等への再利用 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入	-	需要の表明がない。需要を少量と想定しSEA検討では省略					
			微生物処理 エタノール、生分解性樹脂等	×	メタン発酵の水分調整用の使用量は少量と想定しSEA検討では省略 当面は実用化されないと想定される					
			焼却(熱回収含む) 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入	-	含水率が低い乾式技術の場合 機械選別技術が必要					
			焼却(熱回収含む) 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入	-	含水率が低い乾式技術の場合 機械選別技術が必要					
			「商品」の欄を参照	-	「商品」の欄を参照。					
使い捨て商品(紙オムツ、ティッシュ等)	市定期ごみ収集で焼却	市定期ごみ収集	焼却(熱回収含む) 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入	-	含水率が低い乾式技術の場合 機械選別技術が必要					
			製紙原料 輸出 再資源化 RPF等の燃料化	-	製紙原料化ルートに提供					
			割合としては製紙原料化が多いと想定。	-						
			「商品」の欄を参照	-	「商品」の欄を参照。					
			「商品」の欄を参照。	-						
容器・包装	市定期ごみ収集で焼却 ・アルミコート以外の紙パックは市拠点回収、民間店頭回収 ・将来もダンボールは現況と同様と想定 両者はSEAの検討対象からは省略	市定期ごみ収集 市分別収集 民間ルート 民間：個別回収 民間：集団回収 [促進・支援] 市再資源化ルート 容り法ルート	焼却(熱回収含む) 厨芥類のメタン発酵にあわせて投入	-	含水率が低い乾式技術の場合 機械選別技術が必要					
			紙箱等の一部容器包装に限る。 製紙原料化ルートに提供	-	紙箱等の一部容器包装に限る。 製紙原料化ルートに提供					
			紙箱等の一部容器包装に限る。 割合としては製紙原料化が多いと想定。	-	紙箱等の一部容器包装に限る。 割合としては製紙原料化が多いと想定。					
			「商品」の欄を参照	-	「商品」の欄を参照。					
			製紙原料化、材料リサイクルと燃料化の組合せ(段ボールは除く)	-	製紙原料化、材料リサイクルと燃料化の組合せ(段ボールは除く)					

設定した案の特徴（視点）

A案 = 焼却中心、

B - 1 案 = 製紙原料化重視・市收集型、B - 2 案 = 製紙原料化重視・民間回収重視型、

C案 = 民間市場リサイクル重視・市関与最小型、

D案 = バイオガス化中心

表 考えられる案とメリット・デメリット

考えられる案		該当する紙類 ¹	特徴		
分別	収集・処理システム		メリット	デメリット・課題	
する			分別収集によりごみに対する市民意識の向上に寄与する。 クリーンセンターで焼却しないことにより排ガスの発生量が抑えられる。 焼却施設整備の規模が小さくて済む。	分別収集することで市民の手間・場所や市の費用負担が発生する。 クリーンセンターで焼却しないことにより入熱及び発熱量が低下し、発電量や発電効率が低下する可能性がある	
市が収集・民間で再資源化	雑誌等、チラシ等、容器包装（一部）	市が定期的に雑誌・折込みチラシなどを含む低級古紙を一括して収集することにより、収集・再資源化量が増加。	再資源化方法を市がある程度選択できる。 古紙市況が高いときは売却収入がえらえる。	市が収集費用を負担することになる。 古紙市況が悪化すると、特に低級古紙は逆有償で民間に引き取ってもらうことになる。	
市による収集・再資源化	雑誌等、チラシ等、容器包装（一部又は全部）		民間で採用されていない再資源化方法も可能。再資源化費用が古紙市況に左右されない。資源化物の利用販売等が可能になる。	市が収集・再資源化の費用を全て負担する必要がある。	
民間による収集・再資源化	雑誌等、チラシ等、容器包装（一部）		民業を圧迫しない。 市場経済の観点から効率的な再資源化が期待される。	回収・再資源化率を増加させるためには、集団回収の促進や、古紙市況悪化時の対策などの支援施策が必要となる。	
容器包装リサイクル法ルート	特定容器包装（全部又は一部）		容器包装を使用・製造する特定事業者が再商品化費用を負担することで、容器包装の軽量化等の効果が期待される。 今後の古紙市況に係らず再資源化が確保できると考えられる。	分別収集費用及び選別保管施設の整備費及び運営費、加えて再商品化費用の一部分負担が必要。 市民にとって分別基準が分かりにくくなる。 再資源化方法 ³ や輸送距離を市が選択することはできない。	
しない			分別収集する市民の手間・場所や市の費用が生じない。	安易に排出できることから市民のごみに対する意識の向上につながらない。 紙ごみの焼却量が減少しないことにより焼却施設規模の縮小にならない。	
機械選別後にバイオガス化 ⁴	雑誌等、ティッシュ等、チラシ等、容器包装（全部）		製紙原料化が困難な対象（食品付着物や使い捨て商品（ティッシュ等））も含めてエネルギー回収が可能となる。	プラスチック類などバイオガス化対象外の品目が分別収集されている場合に実現可能性が高まる。 国内では、バイオガス化用機械選別、紙類を含む大規模なバイオガス化施設の先行事例はない。	
高効率ごみ発電	雑誌等、使い捨て商品、チラシ等、容器包装（全部）		発電等によるエネルギーの一部を回収することが可能。買電収入及びCO ₂ 削減効果がある。	発生する熱(温水)を利用できない場合、分別してエネルギーを回収した場合に比べ効率が劣りやすい。	
単純焼却			発電設備の購入や維持管理費用が不要となる。	エネルギー回収が不可能なほか、買電収入が得られない。焼却によりCO ₂ ⁵ が発生し、削減できない。	

1 対象外の紙類については定期ごみとして収集し、焼却する。

2 ただし、紙類を再資源化でなく定期ごみに出した場合、処理費用は税金で負担される点に留意が必要。

3 ただし、紙箱等に限定して一部の特定容器包装のみ収集すれば、製紙原料化の割合が高まると判断される。

4 バイオガス化技術自体の特徴は厨芥類の資料を参照。

5 京都議定書上はCO₂排出としてカウントされない。(カーボンニュートラル)

参考資料4 基本計画見直しに向けての今後のスケジュール(案)

平成15年度

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
審議会本会				21~25 内1日 ・中間まとめ原案 ・3つのシナリオ案	中間まとめ案パブリックコメント (ビジョン部会開催日スタート)				1~5 内1日 ・答申案	答申 基本計画策定
ビジョン部会					12~16 内1日 第2回ビジョン部会 ・中間まとめ案 ・3つのシナリオ ・処理システム組合せ案提示				4~8 内1日 第3回ビジョン部会 ・答申原案	
				個別品目のLCAの評価(委員個別協議)		処理システム組合せ案の定量化と評価(委員個別協議)				
環境負荷軽減の視点での処理システム複数案の検討			LCAによる個別品目(その他プラスチック、紙、厨芥)の処理方法の検討		総合的処理システムの組合せ案の検討		処理システム組合せ案の定量化			
協働部会			13 ・ごみ量予測の考え方 ・数値目標の設定について ・2Rエコタウン ・3つのシナリオ素案		14~19 内1日 (合同部会) ・中間まとめ原案 ・3つのシナリオ案				18~22 内1日 (合同部会) ・答申原案	
事業系部会			5 ・ごみ量予測の考え方 ・数値目標の設定について ・資源化物のリサイクル ・3つのシナリオ素案							

:審議会本会及び部会の開催